

財務諸表に対する注記（社会福祉法人 福成会）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等: 移動平均法
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの: 会計年度末における時価
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・最終仕入原価法
- (3) 固定資産の減価償却方法
 - ・定額法による。
 - ・リース資産: 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
- (4) 引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
 - ・退職給付引当金: 外部拠出型制度に加入のため費用処理を行う。

3 重要な会計方針の変更

該当なし。

4 法人で採用する退職共済制度

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

5 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・平成27年度より、ウェルフェアマリア拠点区分における就労移行支援サービス区分を閉鎖した。移行処理の把握のため今年度までサービス区分に記載。
- ・久留米市より平成27年度認知症高齢者グループホーム整備事業者に選定されたことによりメゾンマリア拠点区分にグループホーム特別会計サービス区分を設けた。

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおり。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業(居宅介護支援)は主たる事業と一体的運営のためメゾンマリア拠点区分に含む。
- (5) 収益事業は実施していないため作成しない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① ウェルフェアマリア拠点区分

- ア 法人本部
- イ 施設入所支援
- ウ 生活介護
- エ 就労移行支援
- オ 就労継続支援B型
- カ 一般相談支援
- キ 特定相談支援

② メゾンマリア拠点区分

- ア ケアハウス
- イ デイサービスセンター
- ウ ケアサポート
- エ ホームヘルプサービス
- オ 障害福祉サービス事業
- カ グループホーム特別会計

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおり。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	280,709,200	0	0	280,709,200
建物	946,018,229	0	49,397,196	896,621,033
合計	1,226,727,429	0	49,397,196	1,177,330,233

7 基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し。

該当なし。

8 担保に供している資産

担保に供している資産は、以下のとおり。

土地(基本財産)	久留米市上津町字向野2228番321	48,769,000 円
土地(基本財産)	久留米市津福本町字草場276番2	166,000,000 円
	計	214,769,000 円
建物(基本財産)	久留米市上津町字向野2228番321	435,457,776 円
建物(基本財産)	久留米市津福本町字草場276番2	461,163,257 円
	計	896,621,033 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおり。

設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	63,580,000 円
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	88,550,000 円
	計	152,130,000 円

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおり。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	884,021,913	173,923,905	710,098,008
建物附属設備(基本財産)	525,815,087	339,292,062	186,523,025
車両及び運搬具	13,259,763	12,737,487	522,276
器具及び備品	40,866,701	37,265,413	3,601,288
建物附属設備	5,709,740	2,344,845	3,364,895
ソフトウェア	833,700	833,700	0
合計	1,470,506,904	566,397,412	904,109,492

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

12 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13 重要な偶発債務

該当なし。

14 重要な後発事象

該当なし。

15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。